

事務連絡  
令和4年12月27日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）宛

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課

### 廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところ御礼申し上げます。

昨今、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇、円安の影響などによるエネルギー価格の上昇等が続いており、また、これに起因する資機材等の供給不足及び納期の遅延が生じている。これにより、廃棄物処理施設整備事業においても、工事費用の変更や、工期の見直しが必要となる場合が想定される。

については、廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工を確保するため、下記の事項に十分な配慮をするとともに、貴管内市町村等に対して周知願いたい。

### 記

#### 1 スライド条項の適切な設定及び協議の実施について

契約後の資材や労務費の変動に備え、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）を適切に設定・運用するとともに、受注者から協議の申出があった場合には、必要に応じて他事業における対応事例等も参考としつつ、適切に協議に応じること等により、プラント工事部分も含め、資材単価や労務費の状況に応じた適切な対応を図ること。

#### 2 適正な工期の設定について

資材等の納期の実態を踏まえた適正な工期確保の観点に加え、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」による改正後の労働基準法に基づく時間外労働の上限規定について、現在は適用対象外とされている建設業においても、猶予期間後（2024年4月1日以降）から適用されることも踏まえ、公共工事標準請負契約約款第22条（受注者の請求による工期の延長）を適切に設定・運用するとともに、受注者から協議の申

出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた適切な対応を図ること。

### 3 予定価格の適切な設定について

予定価格の設定に当たっては、最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映させること。また、積算に用いる資材単価について、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いること。

### 4 その他

現在、多くの一般廃棄物処理施設が老朽化等により更新時期を迎えていることから、循環型社会形成推進交付金等に対する要望額が令和5年度以降大きく増加している状況にあることを踏まえ、「事業開始時期の後ろ倒し」、「事業実施期間の延長」、などに積極的に取り組んでいただきたいこと。

### 5 参考情報

公共工事の円滑な施行確保については、国土交通省において、以下のとおり各都道府県等に対して通知を発出しているので参考とされたい。

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日付け国不建第54号）

また、建設工事における適正な工期設定等については、国土交通省HPにおいて、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が公表されているので参考とされたい。

([https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000156.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000156.html))